

令和元年6月10日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12939

研究課題名（和文）アーネスト・サトウのシヤム認識とアジア像の構築

研究課題名（英文）Sir Ernest Satow and his diplomatic activities in Siam and Asian contexts

研究代表者

小泉 順子（Junko, Koizumi）

京都大学・東南アジア地域研究研究所・教授

研究者番号：70234672

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：アーネスト・サトウは、幕末から明治期にかけて日本に駐在したイギリスの外交官としてよく知られるが、サトウが1884年から1887年まで英国領事・弁理公使としてシヤムに駐在したことはあまり知られていない。本研究はこのサトウのシヤムにおける足跡を明らかにし、英・シヤム二国間関係にとどまらず、シヤムおよびイギリスの対日・対清政策という文脈において重要な役割を果たしたことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

タイ（シヤム）近代史は「東南アジア史」の一領域として位置づけられ、議論の場も東南アジア史研究者内部に限られがちであったが、本研究は日本、中国にも駐割したイギリスの外交官アーネスト・サトウのシヤムにおける活動を検討することによって、日本も含めた東アジア近代外交史研究とタイ近代外交史研究を架橋し、相互連関的に捉える必要性とタイ外交史研究におけるアジアの重要性を示唆する。

研究成果の概要（英文）：Ernest Satow is well known to the Japanese for his diplomatic career in Japan first as an interpreter at the British legation and later as the British Minister Plenipotentiary, and for his scholarly works on Japan. But it is less known that he also served in Siam between 1884 and 1887, the crucial period of growing European colonial expansion. Unlike existing studies on Siam's diplomatic relations in the late 19th century, which tend to focus on its relations with Western powers, this research project examined the diplomatic activities of Ernest Satow when he was in Siam and highlighted the distinctive role he played in Siam's relations with East Asia such as China.

研究分野：タイ史

キーワード：コロニアリズム 朝貢

1. 研究開始当初の背景

アーネスト・サトウは、幕末から明治期にかけて日本に滞在した外交官として知られ、日本との関わりについては既に数多くの研究があった。また日本駐劄期および 20 世紀初頭の北京駐劄期における外交文書やサトウが残した膨大な書簡や日記の出版も進められていた。だがそのサトウが 1884 年から 1887 年まで英国領事・弁理公使としてシャムに駐在したこと、またアユタヤー時代に遡るシャムと日本との関係史等の執筆によって学術の面でも日・シャム関係に貢献したことはあまり知られていないといわざるを得ない状況であった。

サトウがシャムに駐在した 1880 年代半ばは、清仏戦争、第三次英緬戦争が勃発し、シャム周辺の国際情勢は緊張を高め、シャム自身イギリスとの間に第二次チェンマイ条約を締結する一方で、清朝との朝貢再開問題や日本との修好通商宣言の締結(1887 年)など多くの外交課題に直面した時期であった。この時期サトウはイギリスの対シャム外交の要であったにもかかわらず、当該期のサトウの果たした役割に関する研究は、イギリスの外交史研究者ナイジェル・ブレイリーによる英領海峽植民地とマレー半島政策をめぐる交渉を検討した論文や、同氏を編者とする一部日記・書簡の復刻、飯田順三による日タイ外交史研究など限られていた。他方タイ側の外交史研究は、1893 年のシャム危機や英仏への領土喪失というナショナリズムに訴えるテーマに関心が集中し、1880 年代は総じて看過されていた。

こうした状況の中、1880 年代のシャムのアジアに関わる外交史料を検討する中で、サトウの関わりを示す断片的史料に遭遇し、シャムをめぐるサトウの外交活動は日本・中国も含めた広い視野において考察する必要がある、また学術活動も含めて多角的に検討すべき課題であると認識するに至った。

2. 研究の目的

これまで専ら日本との関わりが注目されてきたアーネスト・サトウのシャムにおける足跡を明らかにし、英・シャム二国間関係にとどまらず、シャムおよびイギリスの対日・対清政策という文脈や学術活動と外交という問題も視野に入れて考察することを目的とした。

3. 研究の方法

イギリス公文書館に所蔵されるサトウの書簡や日記など未公刊個人文書、イギリス外交史料、およびタイ国立公文書館に所蔵される同時期のシャム側の外交史料、当時シャム・イギリス関係に関わった官僚の個人文書等のアーカイブ史料を基本資料として利用した。

外交関係については、主に 1880 年代中葉のシャム・イギリス関係に関わる史料を利用したが、当時直面した課題が二国間関係に留まらないものであったことから、清や日本なども含めて多面的な史料を検討した。またサトウのシャム駐在期間は 1884 年から 87 年であったが、20 世紀初頭まで対象期間を広げ、シャムを離れて以降の接触や影響も検討した。

さらにサトウの書簡や日記等の内容から多様な人脈や広い視野がうかがわれ、なるべく多面的な文脈において検討する必要性が次第にみえてきたため、同時代人でシャムとも関わりがあったロバート・ハートやアーネスト・モリソン等に関する史料もあわせて検討した。

なおこの間シャム駐在期間も含めてサトウの日記や書簡集などが、専門家の手による丁寧な注釈もほどこされて次第に刊行されるようになり、研究の進展に多大な貢献があった。ただし判読しにくい手稿のため、ほんのわずかながら複数の版本の間で異なる理解が示されていた箇所にも遭遇した。なかには文字一つが非常に重要な意味をもつと思われる例もあり、刊本の利用には慎重を期すこととし、なるべく原本を確認するよう心掛けた。

4．研究成果

サトウは、日本からロンドンに一時帰国している最中にバンコク赴任を知らされ、1884年3月6日にシャムに到着した。着任当初より、輸入酒の販売をめぐる条約改正、周辺の英仏植民地との境界画定、雲南に通じる鉄道建設など多岐にわたる課題に直面した。加えて清の朝貢再開要求に対するシャムの対応にも関与した。この清をめぐる問題はこれまで看過されていたが、1887年に修好通商宣言を締結した日本との関係にも関わったばかりでなく、シャム地域の国境制定問題とも関わり、また後に条約締結問題においても言及される問題であることから、本研究ではこの点に注目して検討を進めた。

清の朝貢再開要求については次のような状況であった。1884年5月下旬、李鴻章の命を受けた清の役人から、滞っている進貢を催促する書簡が届いた。1881年の進貢再開要求において今回は軍艦を送るという脅しを受けたこともあって、シャムは警戒を強めた。国王チュラーロンコーンの異母弟で王の私設秘書だった（翌年に外務大臣に就任）テーワウン親王は、諸方面と対応を協議するとともに、漢文書状の写しをサトウに示して助言を仰いだ。サトウはこれを香港に送り英訳を作成させ、シャムからの漢文返書の草稿に字句の誤りをみだし修正した。結局シャムは諸外国と同様に修好使節が派遣されないことに対し遺憾の意を表する返信を送ることとなった。この問題は日本との関係とも関連し、翌年9月末日本訪問に発つサトウに、シャム側は日本との条約締結の希望を伝え、さらにシャムの希望に対する日本政府の反応を改めて問い合わせた。12月半ば帰国し翌1月チュラーロンコーン王に拝謁したサトウに、王は、朝鮮情勢や清仏戦争時の日本の立場について詳細を尋ねたと日記に記される。

後にサトウがシャムを去って20年後の1907年、清朝はシャムに同盟条約締結を提案した後、使節をシャムに派遣して圧力を加えた。このとき外務大臣テーワウン親王が想起したのは、1884年の李鴻章からの朝貢再開要求であり、当時サトウの手配で作成された漢文書簡の英訳であった。依然シャムの対中外交において、権威ある拠り所を提供していたことがうかがわれる。

サトウの記録から、清との関係は、海を介した朝貢問題のみならず、シャムと英領ビルマおよび雲南など内陸地域にも関わる問題であったことも示唆され、清に対するシャムの姿勢について貴重な情報を提供する。

1885年11月の第三次英緬戦争の結果、翌年に上ビルマが英領となると、シャムとイギリスはシャンとカレン地域における国境の制定交渉を開始した。シャムはサルウィン川を以て国境とすることを主張したが、ここでこの問題にイギリス、フランスのみならず清との関係が絡むことになった。サトウが外務次官カリーに宛てた書簡等によれば、チェンマイ地域の「統治改革」のため勅任弁務官として派遣された王の異母弟ピット親王と1886年3月に会談したところ、シャン・ステーツを清に譲る案を知ったピットが、このような措置はシャムの国境域における重大な戦略的地位を清に与えると憂慮を示し、シャムは清の隣国となることを望まないと述べたという。またサトウが、清への朝貢再開の代わりに清から外敵に対する保護の約束を得るといふ案に話を向けると、ピットはそのような案は非現実的であり、いずれかヨーロッパ勢力のほうが保護を提供できると述べたとも記す。英仏の脅威が指摘されるこの時代の当該地域をめぐる問題において、シャムがいかに清を脅威と感じていたか、通説の再検討の必要性を示唆する史料である。

ちなみに総稅務司ロバート・ハートがシャムの朝貢再開案を提言していたという記録もサトウは残している。そしてシャムに清の宗主を認めさせようとした試みに言及したハートに対して、サトウはすでにシャムがその案に否定的であることを改めて伝えたという。

一方サトウは、シャムの独立のためにも日本と清との関係を改善が重要であると考えていた。

1886年3月、ロンドンで清の駐英公使曾紀澤とシャムの駐英公使ナレート親王が会見した。朝貢中断以来、清とシャムとの初めての交渉であった。4月下旬、テーワウォンはこの会見の内容をサトウに伝え、曾はシャムに清の属国であることを認めさせて条約を締結したかったが、シャムは、友好関係は歓迎するもののそれ以外は拒否すると述べたと説明した。これに対してサトウが、日本との条約締結による解決の可能性をテーワウォンに提言したところ、テーワウォンは、すでに国王が日本への使節派遣を提案したものの、使節の人選が難しい旨述べたと記録に残される。翌1887年にビクトリア女王即位五〇周年の式典に参列したテーワウォン親王は、イギリスからの帰路、アメリカ経由で日本に立ち寄り、9月に「修好通商二開スル日本国暹羅国間ノ宣言」を締結した。詳細は将来の条約を以て規定することとし、領事駐在の権利を承認し、相互に通商航海を奨励することとするにとどまる内容であったが、和文では暹羅皇帝と表記され、朝貢国の王の地位から格上げされることとなった。

学術的著作について。

こうしたコンテキストの中にシャムに関するサトウの学術的著述をおいてみると、それぞれに政治的ともいえる背景がうかがわれる。例えば日本との条約締結の可能性が模索される1884年には、「一七世紀における日本と暹羅との交流に関するノート」と題した講演をし、翌年その講演内容を日本アジア協会の紀要に掲載した。そして1886年にはシャムに関する文献について、2回に分けて王立アジア協会ストレイツ(海峡)支部の雑誌に掲載した。前者のタイ語訳は、1920年にタイ史の基本史料集『史料集成』第20部として出版され、今日まで読み継がれる。

またシャムを離れた後の1892年1月にも、シャム北方のラーオ諸国について講演を行い、講演録が刊行されている。この時期イギリスとシャムはシャン地域をめぐり国境制定作業を行う一方、フランスがシャム周辺の植民地化を進めつつあった。そうした状況を背景に、講演の主たる内容は、シャム駐在中にチークビジネスの視察を目的に訪れたチェンマイとその周辺の状況であった。ハレット等によるディスカッションでは、主にこの地域の資源など経済的な側面に注目が集まったが、それにこたえたサトウの視野は、朝鮮、ビルマ、ベトナムなどとならぶ中国の朝貢国の一つとしてシャムを位置づけ、植民地化により消えゆくこれらの国々の中で、唯一の独立国としてのシャムの地位に注目するものであった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

Junko KOIZUMI, "Chinese 'Secret Societies' in Siam in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries," *East Asian Studies*, Vol.37, No.2, pp.39-82, 2018. (査読あり)

小泉順子「二〇世紀初頭シャムにおける朝貢をめぐる記憶と記録 シャム国王モンクットによる「修好のために赴く国王の使節に関する布告」を中心に『東アジア近代史』第20号、81-101頁、2016年。(査読なし)

〔学会発表〕(計 2 件)

小泉順子『モリソンパンフレットの世界 II』 シャムからの話題提供 『「モリソン文庫」時事資料群の国際的な公開と活用による東アジア近現代史像の刷新』第6回研究会、2016年。

小泉順子「近代シャムの対アジア外交 1870年代末から1880年代初頭における対ベトナム修好交渉と比較史の可能性？」共同研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討 - 日本・中国・シャムの相互比較から」研究会、2016年。

〔図書〕(計 1 件)

小泉順子編著『歴史の生成』京都大学学術出版会、2018年、334頁。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

小泉順子「1880年代中葉のシャムと東アジア アーネスト・サトウを糸口に」『歴博』203号、15-18頁、2017年。

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者 なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。